2025年12月24日開催 食品表示作成セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	ベトナムの食品安全法改正に伴う状況が想定された期間で新法令が施行されなかったこともあり、かなり困難を迎えている状況に思います。当該内容について情報を提供頂けると幸いです。	現時点では食品安全法の改正については改正草案が示されたのみで施行はまだですが、実際、現場では新しいルールに沿った運用がなされているケースなどがあるようです。 以下、現地当局のサイト（ベトナム語）になります。 『THÔNG TIN BÁO CHÍ Về một số thay thế, sửa đổi, bổ sung hướng dẫn Luật An toàn thực phẩm và quy định về công bố, đăng ký sản phẩm thực phẩm』 （プレスリリース 食品安全法のガイドライン及び食品の申告・登録に関する規則の一部置換、修正、追加について（投稿日: 2026年1月30日）） https://vfa.gov.vn/tin-tuc/thong-tin-bao-chi-ve-mot-so-thay-the-sua-doi-bo-sung-huong-dan-luat-an-toan-thuc-pham-va-quy-dinh-ve-cong-bo-dang-ky-san-pham-thuc-pham.html 以下はあくまでご参考まで、民間サイトの解説になります。 https://www.vietnam.vn/ja/pho-bien-quy-dinh-moi-ve-linh-vuc-an-toan-thuc-pham
2	PPWRに関する質問ですが、再生原料を30%使用しなくてはならないとなっていますが、そもそも再生原料が日本社会に無いと思います。モノマテリアルで通用しますでしょうか。	ご懸念のとおり、マテリアルリサイクルについてはPET以外の材料にめどは立ってません。PET以外はケミカルリサイクルの技術開発に期待するのが一般的です。
3	ジェトロ様の輸出における留意点において最後に現地の相談窓口があるとお話されていましたが、相談先はどこに掲載されていますでしょうか。また、表示や添加物の使用について相談可能でしょうか。	当方（ジェトロ）の「農林水産物・食品輸出相談窓口」は以下のとおり、表示や添加物の使用についても相談可能であります。 リンク：https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html
4	弊社は仕入れ商品をイギリスへ輸出しております。EUのPPWR(包装・包装廃棄物規則)はイギリスも当てはまるのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。	英国はPPWR（包装・包装廃棄物規則）の「当事国（加盟国）」に含まれません。PPWRが英国国内で直接適用されることはありません。 ＜ご参考＞ 英国の食品包装規制の最新動向（2025年12） https://www.jetro.go.jp/ext_images/uk/Import_from_Japan/food/roundtable/251202_seminar/document03.pdf

	講師への質問	回答欄
5	海外において、輸入品・自国製造品ともに販売後、表示の間違いがわかった場合（特に原材料表示が間違っていたが、健康被害に直ちに直結しないもの）、海外の事業者はどのように対応しているのでしょうか。直ちに回収を判断しているのでしょうか？過去の事例があれば知りたいです。早見表対象国の輸出先国行政の回収の判断について、日本と比較して厳格にまたは柔軟に判断しているといった情報があれば教えていただきたいです。	国によって具体対応は異なることを前提にしまして、誤表示が判明したらまず当該国の規制（表示義務、輸入手続、検査・保税フロー等）を確認することが肝要と思われます。例えば、発生時点や場所などによりますが、以下がポイントとなります。 ・保税倉庫等で現地における再ラベリングが可能かを確認し、輸入者と協力して是正を進める ・輸入、流通をし、市場に出回っている場合は、回収する、並行して行政への連絡等を行う ・消費者安全やPLリスクがある場合は必要であれば現地弁護士やコンサルと連携する ・将来の再発防止のため輸出前の表示チェック体制（現地基準確認、ラベル承認プロセス導入）を強化する等 以下に、回収に関する参考情報を記載します。また日本と海外との比較情報などは恐縮ながら持ち合わせてございません。 ＜ご参考＞ 『米国FDAによる食品リコールと輸入警告のトレンドと対策』（令和６（2025）年11月２２日　米国輸出支援プラットフォーム） https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-313.pdf 米国：FDA「Product Recalls, Including Removals and Corrections」、「21 CFR Part 7」 https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/product-recalls-including-removals-and-corrections https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-A/part-7/subpart-C EU：欧州委員会 RASFF（Rapid Alert System for Food and Feed） https://food.ec.europa.eu/food-safety/rasff_en 英国：FSA（Food Standards Agency）「Food incidents, product withdrawals and recalls」[food.gov.uk] https://www.food.gov.uk/business-guidance/food-incidents-product-withdrawals-and-recalls
6	海外展開に特化した原材料や添加物を扱うメーカーは、国内にありますか？原料選定する際にいつも苦戦しているので、そのようなメーカーを紹介いただけると、各社助かるのではと思いました。	グローバル展開または輸出相手国において正規販売を営む原材料・添加物サプライヤーであれば、基本的な知識を有していると考えます。特にグローバル展開を行っているメーカーの場合、輸出相手国にも拠点を保有している可能性があり、その場合は的確な情報が入手しやすいと考えられます。

	講師への質問	回答欄
7	日本からEUに加工食品（業務用調味料）を輸出する際のGMO（遺伝子組み換え）表示に関して質問があります。 ①日本のGMO区分で管理された食品（分別生産流通管理済み）は、EU・韓国・豪州・台湾においてNon-GMOということは可能でしょうか？ ②韓国ではGMO混入の可能性表示（may contain）が認められているのに対し、EUはある食品にGMOが混入している可能性がある場合に可能性表示が認められていないというのは正しい認識でしょうか？ ③EUにおいて、GMOが混入していることを表示した場合、OECD UIコード等を輸入者に伝達する義務があります。「日本の分別生産流通管理済み」または「遺伝子組み換え不分別」食品をEUに輸出する場合、GMOの種類およびGMOの混入許容率の特定が困難であり、GMOに関する表示を行うことが現実的には不可能だと考えられますが、どのように対応すべきでしょうか？なお現地で販売されている日本からの輸入加工品の表示を調べた限りでは、GMO表示されているものは見当たりませんでした。	①GMOの意図せざる混入の許容混入率が各国で異なっているため、日本の基準で「分別生産流通管理済み」であっても、そのまま各国の基準で「Non-GMO」や「表示不要」として扱うことはできません。 ②ご認識の通りです。 韓国では可能性表示(Possibly contains Genetically Modified XX)が認められていますが、EUは可能性表示は認められていません。 EUは、 ・　GMOを含む／GMOから生産された食品・原料は表示対象 (ただし根拠情報が必要) ・　偶発的・技術的に避けられない混入で、かつ閾値未満 (0.9%未満) の場合は表示免除 という基本ルールになっています。 ③ご質問に記載の通り、日本の「不分別」原料や「5%基準の分別管理」原料は、どの系統のGMOが何%入っているか特定できないため、UIコードの伝達ができず、結果としてEUの法規制を遵守した状態で表示販売することは事実上不可能と考えます。そのため、EUの閾値(0.9%)を確実に下回ることを証明できる原材料のみを使用してNon-GMO商品として管理することを推奨します。 日本からEU市場に向けて大豆等を含む加工食品を輸出しているメーカーにおいては、EUのGMO閾値(0.9%)を確実に下回ることを証明できる原材料のみを使用している実例がございます。